

◎入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年9月28日

茨城県立中央病院長 小田 竜也

1 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称
高圧受変電設備(非常系)点検業務委託
- (2) 調達する役務の内容等
別添業務委託契約書（案）及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約日から令和9年3月29日まで
- (4) 履行場所
茨城県立中央病院（茨城県笠間市鯉淵6528）

2 担当部局

〒309-1793

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院事務局

（入札手続関係）

経理課

松浦

（委託業務の内容関係）

施設課

海老原

電話 0296-77-1121

FAX 0296-77-2886

メールアドレス chuuoubyoin2@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 茨城県内に本店又は支店等を有し、サービス体制が整っている者であること。
- (5) 本公告日から過去3年以内に、500床以上の病院で高圧受変電設備を点検した実績があること
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされてい

る者でないこと。

- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 入札説明書の閲覧期間及び場所

茨城県立中央病院のホームページ

(1) 期 間

入札公告の日から令和8年10月9日（金）まで

(2) URL

<https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/>

5 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次により質問すること。

ア 質問受付期間

令和8年9月28日（月）から令和8年10月9日（金）まで

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、期限までに必着のこと。これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

ウ 方 法

質問は持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日 時

令和8年10月16日（金）午後5時まで

イ 方 法

茨城県立中央病院のホームページに回答を掲載する。

URL: <https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/>

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵送、持参又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3(4)から(7)に係る証明書等を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年10月9日（金）午後5時まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 入札参加確認通知書

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年10月16日（金）に、一般競争入札参加確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記5の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

- (1) 入札書は、持参により提出することとし、郵送、電報及びFAXその他の方法による入札は認めない。

ア 入札書の受領期限 令和8年10月27日（火）10時必着

イ 提出先 2の担当部局 経理課（入札手続関係）

ウ 提出書類 入札書（別紙様式5号）

- (2) 代理人が入札する場合は、入札時までに委任状（別紙様式6号）を提出すること。
- (3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立会いは任意とし、立ち会わない場合は開札日の前日午後5時までに上記提出先にその旨を連絡すること。入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (4) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (5) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (6) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札者から入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (9) 落札者は、入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ

れがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、次の最低の価格を入札した者を落札者とする。

(10) 開札の日時及び場所

ア 日 時

令和8年10月27日（火）午前10時から

イ 場 所

茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があつたと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない又は記録した事項が明らかでない入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、郵送、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 指定の日時までに提出されなかった入札
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であつても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札

- をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札に移行する。そのため、再度入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。

11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず2の担当部局へ持参、郵便又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届（様式任意）を提出するものとする。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出する意思のある者は、見積書を持参すること。

13 契約書作成の要否

要

14 詳細は入札説明書による。

15 その他

- (1) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 資料等を電子メールにより提出する場合は、担当部局の了解を得ること。
- (4) 入札等のため、院内に立ち入る場合は夜間入口より入館し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。